

電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する意見及びそれに対する考え方
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

〔 意見募集期間:令和5年11月23日(木)～同年12月22日(金)(案件番号:145210200) 〕

意見提出者一覧

意見提出者 3件 (法人:3件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。

※意見については要約を付しています。

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
3	KDDI株式会社

事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの改定

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非指定事業者同士の接続協定においても、(選択可能化に係る制度上の)ビル&キープ方式の位置付けを参考とすることが望ましいことについては、同方式の推進に資するものとして賛同。 ● ただし、ビル&キープ方式が着信側の電気通信事業者に対して実質的な料金規制として機能し、利用者に対する料金設定の自由度が損なわれることで、結果として利用者利便が低下することのないよう、総務省において制度の運用状況を注視することが必要。 ● 指定設備設置事業者が着信側の電気通信役務に関する料金を基本料金に含めることを接続約款に規定し、接続当事者間で双務的に接続協定を締結することが、接続事業者に対する強要であるかのように受け止められることのないよう留意いただくことを要望。 	<p>考え方1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、非指定事業者同士の接続協定においても、事業者間協議の簡素化等の観点から、音声接続における「ビル&キープ方式」の位置付けを参考とすることが望ましいということについては、同方式の推進に資するものとして賛同いたします。 ○ ただし、音声接続における「ビル&キープ方式」が着信側の電気通信事業者に対して実質的な料金規制として機能し、利用者に対する料金設定の自由度が損なわれることで、結果として利用者利便が低下することのないよう、総務省において制度の運用状況を注視することが必要と考えます。 ○ さらに、指定設備設置事業者が着信側の電気通信役務に関する料金を基本料金に含めることを接続約款に規定し、接続当事者間で双務的に接続協定を締結すること自体は、制度の運用にあたり必要な措置であり、指定設備設置事業者から接続事業者に対する強要であるかのように受け止められることのないよう留意いただきたいと思います。 <p>(株式会社NTTドコモ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ ガイドライン改定案に記載した省令案におけるビル&キープ方式の位置付けは、指定設備との接続において新たに選択肢に加わる事業者間精算方式について、非指定事業者においても採用することが可能であることを示すものであり、利用者料金設定の自由度を損なうものにはならないと考えます。 ○ また、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とする際の接続約款上の規定整備については、省令等の規定を踏まえ選択肢を適切に整備すること自体が「強要」に当たるものではないと考えま 	<p>無</p>

	<p>すが、指定設備設置事業者において、接続事業者等に規定の趣旨等を丁寧に説明することが適当と考えます。</p>	
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式が選択可能であること等について明記する点について賛同。 ● ただし、事業者間協議の簡素化等の参考として利用者料金に係る整理を記載する点については、利用者料金設定の変更に伴い既存の接続協定等の関連規定の適用に関し事業者における整理・対応が必要となるため、むしろ、ビル&キープ方式に係る合意基準の満たすべき要件を参考として記載することが協議項目の明確化に繋がり、事業者間協議の円滑化に資する。 	<p>考え方2</p>	
<p>○ 主に非指定事業者間でのビル&キープ方式導入に向けた協議の促進のため、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」において、「音声接続における「ビル&キープ方式」は、<u>発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。</u>」と明記する点について賛同いたします。</p> <p>ただし、事業者間協議の簡素化等の参考として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は発信側事業者が有し、着信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は着信側事業者が有すること。</u> ・ <u>発信側事業者は発信側事業者の利用者に、着信側事業者は着信側事業者の利用者に利用者料金を請求すること。なお、着信側事業者が着信側事業者の利用者に請求する利用者料金については基本料(回線単位料金)として請求すること。</u> <p>を記載する点については、前述<small>(注: 電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する意見及びそれに対する考え方(審議会への必要的諮問事項に係るもの)における意見3)</small>の通り、利用者料金設定の変更に伴い既存の相互接続協定等の関連規定の適用に関し事業者側での整理・対応が必要となるため、むしろ、「ビル&キープ方式に係る合意基準の満たすべき要件(基準の具体性/公平性に関する事項)」を参考として記載することが協議項目の明確化に繋がり、(主に非指定の)事業者間協議の円滑化に資するものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 非指定事業者において、省令案における規定を参考として、ビル&キープ方式に係る協議における考え方をあらかじめ整理した上で協議に臨むことは、協議の円滑化に資する点があると考えられるものの、省令案の当該規定については、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を念頭に置いたものであり、本改定案に御提案のように追記する必要はないと考えます。 	<p>無</p>

<修正後の記載例>

なお、音声接続における「ビル&キープ方式」は、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。指定設備設置事業者における本方式の採用については、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において、合意の基準として満たすべき要件を次のとおり規定しており、非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の円滑化等の観点から、「ビル&キープ方式」の導入際はこの合意基準を参考とすることが望ましい。

イ 合意の対象とする接続の形態(当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。)を具体的に定めるものであること。

ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うこととはしない旨を定めるものであること。

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。

(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

意見3

● 本改定案は料金規制のようなものを課す趣旨ではないと理解しているが、規定の理由や背景等につ

考え方3

<p>いて確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式の位置付けを記載する規定について、ビル&キープ方式を選択するにあたって、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本使用料0円」というプランであっても何ら問題とはならないこと ・ 基本料(回線単位料金)を1円以上請求しなければならない、又は「基本料」という名称に限らず回線単位料金として1円以上請求しなければならないものではないことを確認したい。 		
<p>○ 今般、指定設備設置事業者におけるビル&キープ方式の採用に伴う、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」改正案の左記下線部(※)の記載は、現制度下において指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とするための措置であり、ビル&キープ方式を選択するにあたって、新たに料金規制のようなものを課す趣旨ではないと理解しておりますが、本記載を規定する理由や背景等について確認させていただきたいと考えます。</p> <p>○ また、左記下線部(※)の規定については、ビル&キープ方式を選択するにあたって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本使用料0円」というプランであっても何ら問題とはならないこと ・ 基本料(回線単位料金)を1円以上請求しなければならない、あるいは、「基本料」という名称に限らず、回線単位料金として1円以上請求しなければならないものではないことを確認させていただきたいと考えます。 <p>(※) なお、音声接続における「ビル&キープ方式」は、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。指定設備設置事業者における本方式の採用については、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)において、次の2点について事業者間で双務的に合意されるものと位置付けられており、非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の簡素化等の観点から、この位置付けを参考とすることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は発信側事業者が有し、着信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は着信側事業者が有すること。 ・ 発信側事業者は発信側事業者の利用者に、着信側事業者は着信側事業者の利用者に利用者料金を請求すること。なお、着信側事業者が着信側事業者の利用者に請求する利用者料金については基本料(回線単位料金)として請求すること。(料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではない。) <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ 本改定案の規定の趣旨等については、考え方1中段のとおりであり、「新たに料金規制のようなものを課す趣旨ではない」ことについて、ご理解のとおりです。</p> <p>○ なお、いわゆる「着信通話料」の設定について、利用者が予見し得ない形で従量制料金の課金を行う料金形態であり、本制度整備以降においても、国民等利用者の理解も得られないと考えることから、「基本料(回線単位料金)として請求する」としたものです。</p> <p>○ また、後段についても、ご理解のとおりです。</p>	<p>無</p>

以上